

2 計画策定の経緯

年月日	内 容
令和5年3月2日	令和4年度 第1回南砺市健康プラン策定専門部会 ・南砺市民健康プラン（第2次）の評価方法について ・第3次計画策定に向けたアンケートの実施検討
8月29日	第1回 南砺市健康づくり推進協議会 ・南砺市民健康プラン（第2次）の評価について ・南砺市民健康プラン（第3次）（案）の骨子について
12月15日	第2回南砺市健康づくり推進協議会 ・南砺市健康プラン（第3次）の素案について
令和6年1月10日	市議会全員協議会に骨子案等、提出
1月23日	第3回南砺市健康づくり推進協議会 ・南砺市健康プラン（第3次）の原案について
2月7日～2月27日	パブリックコメントによる意見募集
3月22日	市議会全員協議会に原案を提出

3 南砺市健康づくり推進協議会設置要綱

平成16年11月1日

告示第107号

(設置)

第1条 市民の健康づくり、保健衛生意識の高揚等を図るとともに地域の健康づくりを推進するため南砺市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議し、必要に応じて市長に提言を行う。

- (1) 健康づくり事業の計画及び実施に関すること。
- (2) 健康づくり、保健衛生思想の高揚及び健康教育の振興に関すること。
- (3) 地域健康づくりに関する自主組織の育成及び指導に関すること。
- (4) 関係機関及び関係諸団体との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に伴う調査及び研究に関すること。

(組織等)

第3条 協議会は委員15人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長2人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(専門部会)

第6条 協議会が必要と認めるときは、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(幹事及び庶務)

第7条 協議会に幹事若干人を置くことができる。

- 2 協議会の庶務は、地域包括医療ケア部健康課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成17年3月31日までとする。

附 則（平成28年3月18日告示第98号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月6日告示第5号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

4 南砺市健康づくり推進協議会委員名簿

氏 名	役 職 等	備考
金子 利朗	南砺市医師会長	会長
山本 茂	南砺市歯科医師会長	副会長
南田 実	南砺市地域づくり協議会連合会副会長	副会長
長瀬 博文	富山県砺波厚生センター所長	
中林 美奈子	学識経験者	
原 雄二	南砺市体育協会副会長	
竹中 雅司	南砺市商工会事務局長	
川口 正城	南砺市老人クラブ連合会長	
武部 範代	なんと住民マイスターの会 南砺市環境保健協議会副会長	
松井 正子	南砺市食生活改善推進協議会長	
藤原 富子	南砺市ヘルスボランティア連絡会長	
山本 美紀	南砺市母子保健推進員連絡協議会顧問	
定村 誠	公募委員	
加藤 美穂	公募委員	
寺井 正次	公募委員	

任期：令和5・6年度（敬称省略）

南砺市民健康プラン（第3次）

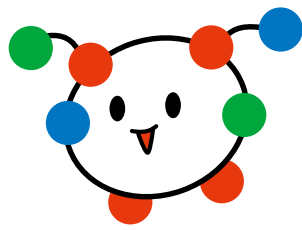
令和6年3月

編集・発行：南砺市地域包括医療ケア部健康課

〒932-0293 南砺市北川 166 番地 1

電話 0763-23-2027

FAX 0763-82-4657



ほつと あつと なんと